

○泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例

令和 7 年 10 月 23 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 12 号

泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例(昭和 54 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項の規定に基づき、組合が設置するごみ処理施設(以下「施設」という。)において受け入れたごみの処分に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物(同条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物を除く。)のうち固形状のものをいう。
- (2) 構成団体 規約第 2 条に規定する組合を組織する地方公共団体をいう。
- (3) 許可業者 法第 7 条第 1 項の規定に基づき、構成団体から許可を受けた一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者をいう。
- (4) 委託業者 構成団体又は組合から法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物(ごみ)の収集運搬又は処分(再生することを含む。)に関する業務を委託された者をいう。
- (5) 住民等 構成団体の区域内に居住する者又は構成団体の区域内に位置する事業所若しくは事務所その他の不動産を管理する者(構成団体及び組合を除く。)をいう。

(受入れ基準)

第 3 条 施設にごみを搬入しようとする者(次条において「搬入者」という。)は、別に規則で定める基準(次条において「受入れ基準」という。)に従い、適正に搬入しなければならない。

(受入れ拒否)

第 4 条 管理者は、搬入者が受入れ基準に従わない場合は、その搬入物の一部又は全部の受入れを拒否することができる。

2 組合の職員(施設管理運営業務委託業者の従業員を含む。)は、前項に規定する管理者の権限を行使することができる。

(手数料)

第 5 条 組合は、施設において受け入れたごみの処分について、別表に定める手数料を徴収する。

2 前項のごみのうち、次の各号に掲げるものの処分については、前項の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

- (1) 構成団体が法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき収集したもの
- (2) 許可業者が当該許可において施設への運搬を指示されたもの
- (3) 別に規則で定める業務の委託業者が当該業務の委託契約において施設への搬入を指示されたもの

(手数料の減免)

第6条 非常災害その他構成団体の長が特に必要と認める場合は、管理者は、住民等から徴収すべき手数料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定に基づく手数料の減免を受けようとする者は、その住居又は事業所若しくは事務所その他の不動産が位置するところの構成団体の長にその旨を申請し、その承認を得なければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例の相当規定によってしたものとみなす。

別表(第5条第1項関係)

重量区分	手数料
55 kg未満	500 円
以後 10kg を増すごとに 100 円を加えた額	